

特集 頭巻 組合紹介

広島県柔道整復師協同組合

柔道整復師の伝統と新しい時代への対応

理事長

宮迫 太一 氏



柔道整復師の歴史と組合設立の経緯

柔道整復師は日本古来の武術・柔術から生まれ、「ほねつぎ」として知られてきました。江戸時代に体系化されましたが、明治維新以降の西洋医療の進展や、敗戦後のGHQによる規制により存続の危機を迎えました。「柔道の父」嘉納治五郎を始め、先人たちが治療法としての柔道整復術の効果を訴え、学術的な理論や養成課程などを整備、さらに国民からの支持もあり、昭和45年に「柔道整復

法」が成立、以後、戦国時代から受け継がれてきた「ほねつぎ」は「柔道整復術」として発展を続けてきました。

保険については、昭和11年から当組合と構成員を同じくする公益社団法人広島県柔道整復師会で運営し、



施術指導1

患者さんの利便を図っていますが、当法人の性格上、共同購買など所属する柔道整復師向けの事業は難しく、平成22年に事業協同組合設立に至ったのです。

柔道整復師業界の現状

柔道整復師は国家試験により免許が交付される国家資格であり、衛生学などの基礎系科目と柔道整復理論、柔道整復実技などの臨床系専門科目の履修が必要です。

平成10年に厚生労働省の方針が転換して柔道整復師養成施設の新設が相次ぎ、全国14校から平成27年には109校となり、毎年5,000名前後の柔道整復師が誕生しています。有資格者が平成10年の29,087名から平成26年には63,873名と二倍以上に、施術所も23,114か所から45,572か所と二倍に拡大しています。

一方、国民医療費が平成21年から27年にかけて17.6%も伸びる中で、柔道整復における療養費は逆に5.8%のマイナスとなっています。この原因は、主に柔道整復師の知名度が低いこと、昔ながら「いかつい」イメージがあること、それでいて法律で広告活動が制限され自由に宣伝できないこと、などがあげられます。



施術指導2

組合事業と柔道整復師の課題

先述したように、当組合は組合員向けの事業を目的にしています。共同購買事業では、レセプト業務(療養費を請求する業務)に使用するPCや各種消耗品などを取扱い、組合員施術所の経費削減を図っています。今年度からは、独自のレセプトソフトを取り扱うようになり、さらなる経費削減を期待しています。

また、組合員の経営に役立てることを目的とした講習会を開催しています。

柔道整復師は、柔道と言う名前もあるせいか「いかつく」「無骨」なイメージを持たれがちです。平成23年に当組合で実施したアンケート調査においても、一般の方だけでなく患者さんもそう感じておられる結果になりました。一方で、昔ながらの「ほねつぎ・接骨院」としての認知度は意外と高いこともわかりました。ただ、「ほねつぎ・接骨院」と「柔道整復師」が同じだとは知らず、どのような治療が受けられるかわからないため利用しない、という回答も多く見られ、



柔道整復師会館

広告宣伝ができないことの影響を痛感しました。

そこで当組合では、接客力の向上や親しみやすい施術所づくりに関する講習会を開催し、イメージの改善を図ると共に、広島駅近くの会館に大きな看板を掲げ、JRのお客さんからも見えるように露出度を高めました。一度や二度の講習会で問題が解決するわけではありませんが、徐々に改善していると感じます。

これからの柔道整復師

柔道整復師は、手を使って治療する、いわゆる「手技」と呼ばれる治療を行い、それが一般の医療と最も異なる部分です。患者さんに直接触れる治療のため、一方で施術の技術を高めながら、一方で患者さんから親しまれ選ばれる、信頼感や安心感が絶対に必要となります。

今後は柔道整復師同士の競争も厳しくなりますが、同じく国家資格で

保険対象となる鍼灸・あん摩・マッサージとの差別化や、国家資格では無いゆえに色々なサービスが行える整体、カイロプラクティック、各種リラクゼーションなどとの競合も避けられない状態にあります。怪我の治療に効果を上げるだけでなく、サービスの範囲も広げ、患者さんの様々なニーズに応えられる魅力ある施術所づくりが、これからの柔道整復師に求められています。

(取材:情報調査部 松村 誠)



広島県柔道整復師協同組合

広島市南区東荒神町1-5
TEL : 082-262-2332